

飯能市前金払に関する事務取扱要領

(平成12年3月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。） 第34条の規定により支払う前払金の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前金払の対象

- (1) 当分の間、前金払の対象となるものは、契約金額が500万円以上の公共工事とし、中間前金払の対象となるものは、前金払をした公共工事のうち、工期が60日を超える建設工事とする。
- (2) 部分払をするものにあつては、中間前金払はできないものとする。ただし、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る建設工事については、この限りでない。

3 支払限度額

- (1) 前払金及び中間前払金の支払限度額の割合は、当分の間、次の表の左欄に掲げる公共工事の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる割合とする。

公共工事の区分	前払金の割合	中間前払金の割合
建設工事	契約金額の10分の4以内	契約金額の10分の2以内
設計、調査及び測量	契約金額の10分の3以内	

- (2) 設計・施工一括発注方式における前払金は、支払限度額を1億円とする。

4 継続費等に係る公共工事の特則

継続費等に係る公共工事において前金払及び中間前金払をする場合は、次の各号に定めるところによる。ただし、国庫補助事業等で国、県等からの指示又は指導によって前金払及び中間前金払をする場合においては、この限りでない。

(1) 建設工事の場合

- ① 前払金は、各年度における支払限度額の10分の4以内の額を支払うことができるものとする。
- ② 中間前払金は、中間前金払時における当該年度の工事の出来高等が規則第34条第2項各号で定める要件に該当する場合において、各年度における支払限度額の10分の2以内の額を支払うことができるものとする。

(2) 設計、調査及び測量の場合

前払金は、各年度における支払限度額の10分の3以内の額を支払うことができるものとする。

5 契約変更における支払限度額の割合等

前払金又は中間前払金を支払った後に設計変更その他の理由により契約金額を増減した場合においては、次の各号に定めるところによる。

(1) 建設工事の場合

- ① 契約金額を増額した場合においては、既に支払った前払金又は前払金と中間前払金の合計額に対してそれぞれ変更後の契約金額の10分の4又は10分の6の割合の額が100分の120以上である場合は、それぞれ変更後の契約金額の10分の4又は10分の6の割合の額の範囲内において、既に支払った前払金又は中間前払金に追加して支払うことができるものとする。ただし、中間前払金を支払う前払金の追過払については、当該追過払をせず、中間前払金で変更後の契約金額の10分の5の割合の額の範囲内において調整することができるものとする。
- ② 契約金額を減額した場合においては、既に支払った前払金又は前払金と中間前払金の合計額が、それぞれ変更後の契約金額の10分の5又は10分の6の割合の額に達するまでは、3及び4―(1)の規定にかかわらず、これを前払金及び中間前払金として認めるものとする。
- ③ 前号の場合において、既に支払った前払金又は前払金と中間前払金の

合計額が、それぞれ変更後の契約金額の10分の5又は10分の6の割合の額を超えている場合においては、当該超過額を返還させるものとする。ただし、中間前払金を支払う前払金の超過額については、中間前払金で調整することができるものとする。

(2) 設計、調査及び測量の場合

- ① 契約金額を増額した場合においては、既に支払った前払金に対して変更後の契約金額の10分の3の割合の額が100分の120以上である場合は、変更後の契約金額の10分の3の割合の額の範囲内において、既に支払った前払金に追加して支払うことができるものとする。
- ② 契約金額を減額した場合においては、既に支払った前払金が増変後の契約金額の10分の4の割合の額に達するまでは、3及び4—(2)の規定にかかわらず、これを前払金として認めるものとする。
- ③ 前号の場合において、既に支払った前払金が増変後の契約金額の10分の4の割合の額を超えている場合においては、当該超過額を返還させるものとする。

(3) 追過払及び超過額の返還の特例

前2号の規定にかかわらず、変更後の契約における履行期間の末日までの期間が30日以内の場合においては、当該追過払をせず、又は超過額の返還を求めないことができるものとする。

6 支払請求手続

- (1) 請負者又は受託者は、前払金の支払を受けようとするときは、前払金請求書(様式第1号)に保証事業会社の保証証書を添えて請求しなければならない。
- (2) 請負者又は受託者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金支払認定申請書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて規則第34条第2項で規定する要件に該当することの認定を受けるための申請をしなければならない。

- (3) 前号の規定により認定申請があったときは、事業担当課（所）長は直ちに当該認定に係る確認調査を行い、その結果妥当と認められる場合は、特別の事情があるときを除き、当該請求のあった日から遅くとも7日以内に中間前払金支払認定書（様式第4号）により通知するものとする。この場合における確認調査は、当該工事の出来高検査は行わないものとする。
- (4) 前号の規定により認定を受けた請負者又は受託者は、中間前払金請求書（様式第5号）に中間前払金支払認定書の写し及び保証事業会社の保証証書を添えて中間前払金の支払請求をすることができる。
- (5) 請負者又は受託者は、前払金等の支払を受けた場合において完成払又は完了払の支払を受けようとするときは、完成払請求書（様式第6-1号）又は完了払請求書（様式第6-2号）に工事完成検査調書又は業務完了検査調書を添えて請求しなければならない。

7 支払手続

前項の規定により前払金及び中間前払金の支払請求があったときは、当該請求のあった日から20日以内に支払うよう手続きをするものとする。

8 端数整理をする算出方法

- (1) 前払金及び中間前払金の額は、契約金額から消費税及び地方消費税相当分の額を差し引いた額に、この要領で定めるそれぞれの割合を乗じて得た額の10万円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (2) 継続費等に係る建設工事の場合においては、前号中「契約金額」とあるのは「各年度における支払限度額」と読み替えて準用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成13年2月15日決裁）

この要領は、平成13年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成21年3月27日決裁）

この要領は、平成21年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成24年3月21日決裁）

この要領は、平成24年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成26年1月6日決裁）

この要領は、平成26年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附 則（平成27年2月7日決裁）

この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附 則（令和5年7月24日決裁）

この要領は、令和5年10月1日以降の請求について適用する。

附 則（令和5年11月17日決裁）

この要領は、令和6年4月1日以降に締結する契約について適用する。

附 則（令和8年9月16日決裁）

この要領は、令和8年10月1日以降に締結する契約について適用する。

前 払 金 請 求 書		
<u>金</u> <u>円</u>		
年 月 日 に契約締結した <u>工事名</u> <u>工事場所</u> の請負代金<u>円</u>に対し 飯能市建設工事請負契約約款に基づく前払金を上記 のとおり請求いたします。		
年 月 日 請求者 住 所 氏 名 印 飯能市長 様		
下記の銀行口座に振り込んでください	銀行	支店
名義人（フリガナ）	普・当 NO.	
	履行確認・検査	

前 払 金 請 求 書		
金 円		
年 月 日 に契約締結した 業務委託名 の委託金額 円に対し 飯能市業務委託契約約款に基づく前払金を上記のと おり請求いたします。		
年 月 日 請求者 住 所 氏 名 印 飯能市長 様		
下記の銀行口座に振り込んでください	銀行	支店
名義人（フリガナ）	普・当 NO.	
	履行確認・検査	

(様式第 2 号)

中間前払金支払認定申請書

年 月 日

飯能市長

様

請求者 住 所

氏 名

印

下記の建設工事について中間前払金の支払請求をしたいので、飯能市契約規則第 3 4 条第 2 項で定める要件を具備していることを認定していただきたく、別紙工事履行報告書を添えて申請いたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 年 月 日
請負代金額	金 円
備 考	

(様式第3号)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
作 成 日			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
(記載欄)			

監督員	現 場 代理人	主任 (監理) 技 術 者

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

(様式第4号)

中間前払金支払認定書

文 書 番 号
年 月 日

様

飯能市長 氏 名 印

年 月 日付けで中間前払金支払認定申請のあった下記の工事について、その進捗状況を確認調査したところ、飯能市契約規則第34条第2項各号で定める要件を具備しているので、中間前払金の支払認定をいたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 年 月 日
請 負 代 金	金 円
備 考	

(様式第 5 号)

中 間 前 払 金 請 求 書		
<u>金</u> <u>円</u>		
年 月 日 に契約締結した 工事名 について、 年 月 日に中間前 払金の支払認定を受けたので、その認定書の写しを添 えて上記の中間前払金の支払請求をいたします。		
年 月 日 請求者 住 所 氏 名 印 飯能市長 様		
下記の銀行口座に振り込んでください	銀行	支店
名義人（フリガナ）	普・当 NO.	
	履行確認・検査	

(様式第 6 - 1 号)

完 成 払 請 求 書

金 _____ 円 (うち消費税額) 金 _____ 円

年 月 日 に契約締結した

工 事 名 _____

工事場所 _____ について、

請負代金額(A)	金 _____ 円	(うち消費税額) 金 _____ 円	適用 税率 % 対象
前払金額(B)	金 _____ 円	(うち消費税額) 金 _____ 円	
中間前払金額(C)	金 _____ 円	(うち消費税額) 金 _____ 円	
部分払金額(D)	金 _____ 円	(うち消費税額) 金 _____ 円	
請求金額(E) (E=A-B-C-D)	金 _____ 円	(うち消費税額) 金 _____ 円	

上記請求金額(E)を請求します。

年 月 日

登録番号 T

請求者 住 所

氏 名

印

(あて先) 飯能市長

右記の銀行口座に振り込んでください

銀行 支店

名義人 (フリガナ)

普・当 NO.

履行確認・検査

(様式第 6 - 2 号)

完了払請求書			
<u>金</u> <u>円</u> (うち消費税額) <u>金</u> <u>円</u>			
年 月 日 に契約締結した 委託業務の名称 _____ 委託業務の場所 _____ について、			
委託金額(A)	金 円	(うち消費税額) 金 円	適用 税率 % 対象
前払金額(B)	金 円	(うち消費税額) 金 円	
部分払金額(C)	金 円	(うち消費税額) 金 円	
請求金額(D) (D=A-B-C)	金 円	(うち消費税額) 金 円	
上記請求金額(D)を請求します。			
年 月 日 登録番号 T 請求者 住 所 氏 名 印 (あて先) 飯能市長			
右記の銀行口座に振り込んでください	銀行 支店		
名義人 (フリガナ)	普・当 NO.		
	履行確認・検査		